

公立大学法人岩手県立大学次世代育成支援のための一般事業主行動計画

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、育児期の職員が働きながら安心して子どもを生み、育てることができる職場環境の整備を進めていくとともに、全ての職員がワーク・ライフ・バランスを実現しながら、意欲をもって職務に従事できる環境を整備していくため、次のとおり公立大学法人岩手県立大学の一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間

2 内容

目標 1 : 出産・子育てに関する制度の概要や手続、労働条件その他の情報を、個々の教職員の事情に応じて分かりやすく整理し、周知するとともに、各種制度を活用しやすい雰囲気及び体制づくりを行うことにより、出産・子育てに関する制度の利用を促進する。

<対策>

- ① 出産・子育てに関する制度及び育児休業中・休業後の労働条件等や活用のモデルケースを学内ホームページに掲載し、周知及び制度の理解促進を図る。
- ② 研修会等の場で制度等の PR を行うことにより、制度を必要としている教職員へ周知を図るとともに、職場の理解促進を図る。
- ③ 男女共同参画や子育て支援に関する窓口を設置し、各種制度の利用等について相談しやすい体制を整える等、個別の事情に応じた支援に努める。
- ④ 産前・産後休暇及び育児休業を取得する教職員の所属への支援体制のあり方を検討し、代替要員の確保に努める。

目標 2 : 出産・子育てに伴う休暇・休業を取得した職員の円滑な職場復帰を支援する取組を行うとともに、復帰後の子育て支援の取組を行うことにより、仕事と子育ての両立を促進する。

<対策>

- ① 休暇・休業中の教職員に対し、Eメール等を活用し、大学の情報提供を行う。
- ② 休暇・休業中の事務局職員に対する研修機会の提供について検討する。
- ③ 日曜・祝日に大学の行事で勤務を要する子育て中の教職員のため、託児及び学童保育支援のあり方を検討し、実施する。
- ④ 子育てをしている教職員の勤務時間の繰上げ・繰下げの制度導入に努める。
- ⑤ 出産・子育て経験者の声を取り入れながら、雇用形態等に応じた支援のあり方を検討する。

目標 3 : 時間外勤務削減の取組やワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の取組等を行うことにより、仕事と生活の調和を促進する。

<対策>

- ① 男女共同参画やワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発のための研修会を開催する。
- ② ノー残業デーを設ける、夕方の会議開催の原則廃止を検討する等、定時に帰宅できる環境づくりに努める。